

令和5年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和5年3月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第3号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第4号	壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第5号	壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第6号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第7号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第8号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第9号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第10号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第11号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第12号	壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第13号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第14号	壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第15号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第17号	公有水面埋立について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第18号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第12号)	予算特別委員長報告・可決・討論 本会議・可決
日程第16	議案第19号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第20号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第21号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第22号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第23号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第24号	令和5年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決・討論 本会議・可決
日程第22	議案第25号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第26号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第27号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第28号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第29号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第30号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第31号	令和5年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	要望第1号	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第30	要望第2号	「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第31	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第32	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第33	発議第1号	壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第34	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第6号に同じ)

出席議員（15名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。老岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申出があり、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

3月1日から行方が分からなくなっておりました椎名隼都さん（17歳）に関し、御報告を申し上げます。

一昨日3月20日、壱岐警察署から壱岐市消防本部へ、午前11時29分、原島の原島神社付近の海岸に男性が漂着しているとの通報があり、消防本部救急隊3名と消防隊2名、計5名が11時58分に現場に到着し、衣服などの確認を行い、現場を確保した後、壱岐警察署の到着を待ち、引継ぎを行いました。

昨日3月21日、警察とお父さんにより身元の確認が行われ、椎名隼都さんと判明いたしました。衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、捜索に携わられました警察、消防、消防団並びに有志の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 議案第3号～日程第30. 要望第2号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第3号から、日程第30、要望第2号まで30件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長、報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第4号壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案可決。

議案第5号壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第6号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決。

議案第8号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第12号壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第19号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第20号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第21号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第25号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

以上です。

続きまして、令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。記。

受理番号、要望第1号。付託年月日、令和5年3月7日。件名、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。

措置、なし。

委員会意見。

会計年度任用職員は、市政の様々な部門において行政サービスを展開し活躍している。市政運営においても大変重要な役割を担っており、本市でも報酬、休暇、福利厚生面も含め、労働環境整備に取り組んできているところである。

要望趣旨については十分認識し理解しているが、現状においては、国の法改正等の動向などを注視しながら、市の制度設計と運用について適切に対応し、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図ることが必要であり、議会としても引き続き執行部への働きかけを行っていく。

続いて、令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第2号。付託年月日、令和5年3月7日。件名、「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。措置、なし。

委員会意見。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定については、議案の撤回について承認されたところであり、要望については不採択とするが、要望内容については真摯に受け止め、議会として子育て環境の充実を図るため、引き続き慎重な審議を行っていく。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第14号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について、原案可決。

議案第15号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号公有水面埋立について、原案可決。

議案第22号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第28号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第31号令和5年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見。

議案第14号壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について。

受益者負担金が廃止となる旨の市民への説明及び周知を徹底し、今後も継続した下水道加入促進を図ること。

また、公共下水道加入時に納付された負担金の返還にあたっては、漁業集落排水と下水道使用料の統一を慎重かつ速やかに実施した上で行うこと。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中原正博予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中原 正博君） 登壇〕

○予算特別委員長（中原 正博君） 令和5年3月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）、審査の結果、原案可決。

議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第3号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、議案第10号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号から議案第10号までの8件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第3号から議案第10号までの8件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第11号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市出産祝金支給条例の一部改正についてから、議案第15号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正についてまでの4件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号から議案第15号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第12号から議案第15号までの4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第17号公有水面埋立について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和4年度壱岐市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

認定こども園建設については、昨年6月で突然建設の発表、そして予算の提出から始まりました。それ以来、市政や市民の中で混乱が続き、そして今回の3月議会で補正予算が提出された後、また突然認定こども園の建設が取りやめとなり、予算の取下げという事態になりました。このような大失態は、市民の市政への信頼を大きく失うものにつながります。

社会福祉法人北串会は、壱岐の市民から度重なる批判や中傷等を受けた、そのために安全かつ継続的な工事ができないとし、また、開設後の安心・安定した保育事業が困難だとして撤退するとしています。自らの市民への、そして地元住民への説明不足を省みず、撤退の理由を市民のせいにするのは不当なものです。市民は建設予定地の危険性に不安を持ち、子どもたちにとって安全で安心できる施設建設を望み、声を上げてきたのです。その声に耳を貸すことなく、強引に建設を進めてきたのが北串会であります。反対の声が悪いと責任転嫁することは許されません。

一方で、市長、そして壱岐市は、市民の不安や疑問にきちんと応えることなく、民間がやることとあって、責任ある建設への取組を行ってきませんでした。保護者、市民の、壱岐の子どもた

ちに安心して通えるこども園の建設を求める声に、北串会も壱岐市も真摯に応えてこなかったことが、今日の混乱に至った大きな原因の一つだと考えます。市民は建設がなくなったことに安堵の思いをしているのが現実です。

今後、このような混乱を生むことのないよう、行政としてしっかり今回の事件を検証することを望みます。そして、市民の信頼を回復するために、市民の声をしっかり受け止め、保護者が安心して働き続けることができる壱岐市になるよう保育行政を進めていくことを求めて、反対討論といたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 令和4年度壱岐市一般会計補正予算につきまして、反対の討論をいたします。

補正予算の一部について、3月31日付、専決補正予算で処理する旨、説明が委員会でしたが、私自らが不適切な事務があったと指摘をしておりますので、その立場を考え、反対といたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、議案第23号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）までの5件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号から議案第23号までの5件を一括採決いたします。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第19号から議案第23号までの5件は、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和5年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論を行います。

今年度予算では、子ども・子育て支援策が充実したことで、子育てをする保護者の皆さんにとって評価できる予算にはなっております。出産祝金が第2子から3万円から10万円へ、第3子以降は10万円から20万円へ引き上げられました。出産・子育て応援事業として、妊娠時に5万円、出産時に5万円が支給されます。保育料が第2子以降、無料に、保育所の副食費が助成されます。幼稚園預かり保育料が無料になります。このように、子育て中の若い方の生活を支える施策が前進いたしました。歓迎するものであります。

しかし、年金生活をしている高齢者への支援の拡大がありません。入湯券や敬老祝金の復活を求めるものであります。

反対の1つ目は、財政難を理由に補助金の減額を進めていますが、一方で、無駄と思われる事業を整理し、効率的に進めるべき事業があるところであります。壱岐市SDGs未来都市推進事業や外部人材推進事業などです。今年、新たな事業として、エンゲージメント型共創推進事業や日本郵便株式会社から地域活性企業人の受入事業は、先々の事業計画が明確でなく、これまでの事業とまとめて整理して行うべき事業だと考えます。

2つ目は、Power-to-Gas実用化推進事業が問題です。始まって4年になるこの事業は、今年は6,486万5,000円の予算が投入されます。今年度も実証試験を続けるとしていきます。その後の計画は不明であります。巨額の予算の投入の一方で、フグの養殖事業への利用が進み、一企業の利益につながっています。壱岐市全体、市民の、地域経済の活性化につながる事業にすべきであります。

3つ目は、いきっこ留学生の支援の充実がないことであります。いきっこ留学生の悲しい事件が起きました。このようなことが二度と起きないようにするために、行政の支援の拡大が必要だと考えます。今年は、いきっこ留学生が大きく増えるのに、新たな支援策がないのは心配であります。万全の体制で受け入れることが受入側の責任であります。壱岐の子どもたちを大切にされ、いきっこ留学生も豊かに成長できる支援が必要であると考えます。

4つ目は、壱岐市の1次産業である農業、漁業の振興のために、未来を見据えた政策が乏しいことであります。今日の国際情勢の中で、世界の食糧難の危機を考えた食料政策を今から取るべきであります。壱岐で、この食料政策をしっかりと先取りする計画を持つべきであり、推進していくべきだと考えます。

5つ目は、議会費で300万円を超す公用車の購入の予算があることであります。議員の島内

視察や島外からの議員視察は頻繁に行われるものではなく、民間業者の車を利用した運行で十分であると考えます。財政難を理由に市民に補助金をカットする一方で、不要不急の公用車の購入は市民の理解を得られないものであると考えます。子どもだけではなく、高齢者も安心して暮らせる。一部企業がもうかるのではなく、農業、漁業も発展して安心して暮らせる。誰一人残さない壱岐にするために、政策の推進を求めて、反対討論とします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） それでは、議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年5月8日より、インフルエンザと同じ5類に移行されるようになり、コロナ禍の通常の生活を取り戻す時期が来ている。また、ウクライナ戦争の影響で物価高騰など、国の経済を取り巻く環境も変わってきております。

壱岐市は自主財源が少なく、収入の多くが地方交付税や国、県の支出金に依存しているのには間違いがないことと思います。10年延長になった離島振興法、また有人国境離島法など、離島に有利な補助金を多く取り入れていただき、また、ふるさと納税などにも力を入れられ、限られた財源の中で予算規模241億9,000万円、前年度比18億円、8%増と増加はしておりますが、効率的な予算になっていると考えます。

歳出において、壱岐市の基幹産業である農林水産業は、国の施策を積極的に取り入れていただき所得向上に努めていただきたい。

観光、商工も、脱コロナを見据えて、人の流れを壱岐市に呼び込み、活性化を図っていくことが必要です。

少子高齢化で、子育て支援についても、保育料、給食費、高校生までの医療費と手厚い保障はなされていること、SDGsの取組についても国が掲げる目標であり、壱岐市の小学生、中学生、高校生が取り組んでいるSDGsの活動発表、壱岐なみらい研究所活動報告など、壱岐市の職員が市役所を変え、壱岐市の未来を変えていくなど、将来的な視野に立って研究をしてあります。

ただ、SDGs未来都市に選定された本市としては、関係する企業、団体だけが活動していることにならないよう、いま一度、全市民の周知を高めるよう取り組んでいただきたい。

若者が壱岐市に定住するため、仕事をする場が必要不可欠である。県と連携し、企業誘致にも力を入れ取り組んでもらいたい。

移住、定住の促進を進めていただき、市民の安全・安心な生活、財産を守り、第3次壱岐市総合計画の政策を着実に実行していただき、壱岐市政の活性化と市民の福祉向上に努力していただきまして、この予算を着実に執行していただくよう期待をいたしまして、本予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算から、議案第31号令和5年度壱岐市水道事業会計予算までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号から議案第31号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第28号から議案第31号までの4件は原案のとおり可決されました。

次に、要望第1号会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択すべきものです。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第1号は不採択とすることに決定いたしました。（「議長、もう一回はっきり言ってください」と呼ぶ者あり）もう一回言えち……（「不採択に賛成する人が立つんですか」と呼ぶ者あり）

今の、もう一回言います。委員長報告は不採択すべきものです。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。

いいですか。不採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第2号「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに対する壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づいた慎重な審議を求める要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択すべきものです。要望第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 1. 諮問第1号～日程第3 2. 諮問第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3 1、諮問第1号及び日程第3 2、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町東触の人権擁護委員大浦五九子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、郷ノ浦町坪触の人権擁護委員牧本行秀氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、

委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。諮問第1号及び諮問第2号については、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、諮問第1号及び諮問第2号については了承することに決定いたしました。

日程第33. 発議第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第33、発議第1号壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。15番、土谷議員。

〔提出議員（土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 発議第1号壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本日の提出でございます。壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

提出者、壱岐市議会議員、土谷勇二。賛成者、壱岐市議会議員、市山繁、赤木貴尚。

壱岐市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例制定の内容について御説明をいたします。

「個人情報の保護」と「データ流通」の両立・強化や国際的制度調和を目的に、個人情報に関

する関係法令が「個人情報の保護に関する法律」に一本化され、これまで地方公共団体等がそれぞれの条例で独自に規定していた個人情報保護制度について、改正法による共通ルールが直接適用されることとなります。

しかしながら、議会については改正法や施行条例の適用対象外であるため、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定し、個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めております。

第1章（第1条から第3条）において、「総則」を定めております。

第1条では、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的と定めております。

第2章（第4条から第16条）において、「個人情報等の取扱い」について定めております。

第7条では、個人情報の適正な取得について、「議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」ことを定め、第9条では、「保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」ことを定めております。

第4章（第18条から第46条）において、「保有個人情報の開示、訂正、利用停止及び審査請求」について定めております。

第20条では、「保有個人情報の開示義務」について定めております。

第25条では、「開示決定等の期限」を開示請求があった日から15日以内と定めております。

この期限につきましては、壱岐市と壱岐市議会における個人情報保護が基本的に同一の制度となるように、先ほど可決されました「壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例」における開示決定等の期限との整合性を図り、15日以内としております。

第6章（第53条から第57条）において、罰則を定めております。

この罰則につきましては、地方自治法第14条第3項に基づいて、条例中に罰則の規定を設けることができるとなっておりますが、事前に地方検察庁との協議を行うことが必要であることから、本条例の罰則につきましても、長崎地方検察庁への事前協議を行っております。

附則としまして、この条例の施行日を令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、各議員におかれましては、本条例の目的達成のため、御賛同を頂きますようよろしくお願いをいたします。

〔提出議員（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第34、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信しております関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはタブレットに配信のとおり決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りをいたします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和5年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月2日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、

慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

本3月会議においては慎重審議を賜り、全議案可決いただいたところであり、令和5年度の一般会計の当初予算規模は241億9,000万円、対前年度比18億円、8%増であります。

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻等に起因する原油価格、物価高騰など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。施政方針において申し述べました喫緊の課題であります少子化対策をはじめ、市政振興に資する各種施策について迅速かつ適正な予算執行を図り、市民皆様の暮らしの向上につなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本市で初めて感染者が確認されてから3年が経過いたしました。その間、長きにわたり、市民皆様並びに事業者の皆様方には感染防止対策の徹底に御協力を頂いているところであります。医療現場の最前線で御対応いただいております医療従事者の皆様の御尽力に対し、改めて心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

本市における感染者数は、県の発表によりますと、今年に入り、1月2日から1月8日の週が一番多く286人でありましたが、直近の1週間におきましては17人と落ち着きを見せております。

また、今月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねられたところであり、5月8日からは感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に引き下げられ、コロナとの向き合い方について大きな転換点を迎えることとなります。

今後、コロナと共存した社会経済活動の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいります。5類変更後もコロナの存在自体がなくなるわけではありませんので、市民皆様におかれましては、引き続き感染防止対策を継続していただきますようお願いいたします。

さて、3月に入り、全国的に気温が平年より高い状態が続いていることから、桜の開花、満開とも、平年より早くなる見込みとなっており、東京では統計開始以来、最も早い3月14日に、また、長崎県では平年より2日早い昨日3月21日に桜の開花が発表されました。本市においても各地で桜が徐々に咲き始め、躍動の春を迎えており、4月からはいよいよ令和5年度がスタートいたします。壱岐市の振興発展に寄与するべく、これまで取り組んできた各施策をさらに加速させ、市民皆様にお約束した「全ての産業振興に全力、壱岐の未来へ必死」をスローガンとして、壱岐市の市政の主役は市民皆様であることを常に念頭に置き、市政運営に邁進してまいります。

結びに、本3月会議において賜りました御意見等を十分尊重し、将来にわたって持続可能な行財政運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。ありがとうございました。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年老岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前10時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 市山 繁

署名議員 土谷 勇二

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員